#### =はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

#### =目 次=

- 1. 重大事故等情報=1件(8月8日~8月14日分)
- (1) トラックの追突ひき逃げ事故
- 2. ホイール・ベアリンク、の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
- 3.「第9回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
- 4.「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
- 5. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!
- 6. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
- 7. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!
- 8. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!
- 9. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
- 10. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
- 1 1. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります!
- 12. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!

- 【1. 重大事故等情報=1件】(8月8日~8月14日分)
- (1)トラックの追突ひき逃げ事故

8月10日午後8時頃、大阪府内の国道において、同府内に営業所を置くトラックが運行中、信号待ちをしていた軽乗用車に追突し、そのまま逃走した。この事故により、当該軽乗用車の運転者及び乗員が軽傷を負った。

報道によると、警察は事故現場近くで当該トラックの運転者を見つけ、事故を起こしたと認めたことなどからひき逃げの疑いで逮捕した。また、当該トラックの運転者は「運転する直前に、たばこと一緒に危険ドラッグを吸った」と供述しており、当該トラックの車内から危険ドラッグが入っていたとみられる袋の一部が見つかっている模様。

【2. ホイール・ベアリンク、の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000096.html

#### 

## 【3.「第9回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内】

NASVA (独立行政法人自動車事故対策機構) では、安全マネジメントに関する具体 的な情報提供を目的に、平成18年以来、毎年NASVA安全マネジメントセミナーを 開催しております。

第9回目となる今年は、以下の日程で開催することが決まりましたのでお知らせします。

日時:10月17日(金)11:30~受付開始(講演時間13:00~17:3 0)場所:東京国際フォーラム(ホールC)

今回のセミナーは、国土交通省自動車局安全政策課安全監理室長による自動車運送 事業分野における安全政策の動向の報告、ASV等車両の安全対策に関する講演、バス、タクシー、トラックそれぞれの運送事業者様の安全マネジメント取組事例の報告など、会社の経営層から運行管理者等の皆様まで幅広く聴講いただけるプログラムでお送りします。

セミナーの詳細・申込方法はNASVAのHPに掲載されておりますので、ご覧下さい。 →http://www.nasva.go.jp/gaiyou/houdou01/2014/140630.html

#### 

### 【4.「事業用自動車事故調査委員会」の発足について】

国土交通省では、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」 を設け、第1回会合を6月26日に開催しました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\_hh\_000171.html

【5. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!】

平成25年度中の大型車(車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等)のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加 したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用 者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09 hh 000091.html

【6. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。 国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000033.html

【7. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を

管轄する運輸支局(輸送担当)に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧 下さい(各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。)。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000023.html

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月公表)を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政 処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を 実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施 を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は平成25年10月1日から施行、新処分基準は平成25年11月1日 から施行。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省 自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対 策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

#### (各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- 「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\_hh\_000134.html

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成25年5月1日より、保 有車両数が5両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

(ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までに運行管理者の選任を行う必要があります。)

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)(抄) 第18条(運行管理者の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布:平成25年3月29日 施行:平成25年5月1日

【12. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュア

ルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います!

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

#### [掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- H24年3月: トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月:事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月:映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月:SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう!」

# 

#### 【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )

#### 【参考】

\* 自動車局ホームページ

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 ( www.mlit.go.jp/RJ/ )
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

## \* 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又 は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*